

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
-------	-----	-------	---------	-------------

継続	予算事業コード	5161		
No.	401	補助金名	景観まちづくり助成金	
根拠法	景観まちづくり条例			
交付要綱等名称	景観まちづくり助成金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	1 自然環境・生活環境	施策体系	施策2 良好な景観の形成・継承
	施策	下田まち遺産を活用します		
補助対象者	個人（景観的行為を行なうもの）		事務局等	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	22	補助終期設定	なし	補助率
				0.5
				1件当たり補助上限額
				4,000,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	0	5,076	5,076
R03	0	9,351,000	9,351,000
R02	0	4,707,000	4,707,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	0	4,573,727	4,573,727
R01	0	1,859,441	1,859,441
H30	0	1,260,945	1,260,945
H29	0	208,785	208,785
H28	0	104,000	104,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	景観法施行→景観行政団体→下田景観まちづくり条例の制定（h22.7施行）に伴い、補助金交付要綱制定
国・県等の補助の有無	基金積立、取崩しあり(H24に200万円) 平成27年度より原則助成金の全額を取り崩すこととなった。 (下田景観まちづくり基金運用委員会で決定) ふるさと納税により、基金への積立額を毎年400万円以上は見込めるため。 また、国により歴史的風致維持向上計画が認定されれば、歴史的風致形成建造物に対する市の助成にまちなみ環境整備事業から交付金を充てることができる(市が支給する補助金の1/2か総事業費の1/3のいずれか低い額)。
代替手段との比較	代替手段はない。今後、歴史的風致維持向上計画が認定され、同計画に基づき歴史的風致形成建造物に認定し、街なみ環境整備事業を活用する場合は、市が支給する補助金に国費が充てられる(市が補助する額の1/2か総事業費の1/3のいずれか低い額)。歴史的風致形成建造物を処分しようとする場合、届出が必要など所有者に一定の制限がかけられる。)
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	場合によっては建設行為における他の補助金の可能性あり
廃止の見込み、廃止の影響	廃止は現在考えていない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	民家等個人対象であるが、良好なまちづくり景観の1つと考えると広がりによって公益性は高まると考える	7
市が補助すべき理由		今後の景観まちづくりを考えると必要性は高いと考える ふるさと納税に伴う景観まちづくり基金を活用しているため、積極的に補助すべきである	9
目的・内容	※②	景観まちづくりに著しく寄与する行為に対する財政支援として、各行為に対し費用の1/2の補助金を交付。H31以降、歴史的風致維持向上計画（H30認定予定）に歴史的風致形成建造物の修繕に対しては、費用の2/3(まちなみ環境整備事業を活用することで、市が支給する補助の1/2か総事業費の1/3のいずれか低い額が国から市へ交付される。)、上限は通常の行為の2倍(修繕2,000千円、活用8,000千円)の補助金の交付を行いたい。	10
補助金の主な用途		景観に寄与する、建物修繕や各行為に対する補助となる。景観まちづくり助成金交付要綱等の改正を予定している。(街並み整備などにも活用できるようにしたい)	8
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	まち遺産の改修等 簡易修繕計画に基づく修繕 上限1,000千円、保全活用計画に基づく修繕 上限4,000千円、維持管理計画に基づく修繕 上限100千円 重点地区内建築物 外観修繕 上限500千円、新築 上限2,000千円 各協定・イベント助成 上限30千円 各々実施額の1/2を上限以内で補助 H30年度 簡易計画修繕 2,000千円(2件) H31年度 簡易計画修繕 2,000千円(2件)、歴史的風致形成建造物修繕 2,000千円(1件) R02年度 簡易計画修繕 2,800千円(2件)、歴史的風致形成建造物修繕 1,907千円(1件) R03年度 簡易計画修繕等 2,240千円(基金充当)、歴史的風致形成建造物修繕 7,111千円(1/2国交付金、1/2基金充当) R04年度 簡易計画修繕等 2,240千円(基金充当)、歴史的風致形成建造物修繕 2,000千円(1/2国交付金、1/2基金充当)	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		事業費の1/2（歴史的風致形成建造物の場合は2/3）の補助であり、現状では上回ることはないと考え。	10
成果・費用対効果	※④	H23 簡易修繕計画修繕 3件 1,245,259円 H24 保全活用計画修繕 1件 4,000,000円、簡易修繕計画修繕 2件 1,225,000円 H25 簡易修繕計画修繕 2件 1,194,506円、維持管理計画修繕 1件 100,000円 H26 簡易修繕計画修繕 1件 1,000,000円、維持管理計画修繕 1件 100,000円 H27 簡易修繕計画修繕 2件 926,767円 H28 簡易修繕計画修繕 1件 104,000円 H29 景観まちづくり協定団体 3件 208,785円 R03 簡易修繕計画修繕 2件 1,053,510円、景観まちづくり協定団体 3件 207,435円 R01 簡易修繕計画修繕 2件 242,659円、景観まちづくり協定団体 3件 213,202円、推進組織の活動 1件 30,000円、歴史的風致形成建造物修繕 2件 1,373,580円 R02 景観まちづくり協定団体 3件 150,885円、歴史的風致形成建造物修繕 2件 4,422,842円 登録まち遺産等の保全の一助になっている。 登々に対する助成だけでなく、全体計画・誘導・整備も成果への必須事項と考える。	8

①公益性 7

②必要性 10

③適格性 9

④効果 8

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	5620		
No.	404	補助金名	ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策1 危機管理・防災対策の推進
	施策	家庭の防災力の向上を図ります		
補助対象者	個人（ブロック塀を撤去改善する者）		事務局等	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	24	補助終期設定	なし	補助率
				0.667
				1件当たり補助上限額
				333,320

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	234,000	700,000	934,000
R03	234,000	700,000	934,000
R02	192,000	573,000	765,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	34,200	100,000	134,200
R01	20,050	20,000	40,050
H30	386,605	383,000	769,605
H29	225,000	225,000	450,000
H28	145,912	145,000	290,912

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	地震時にブロック塀が転倒し、人的被害、避難路等を塞ぐ場合が想定されるので、それらを防ぐため。
国・県等の補助の有無	撤去（安全な通学路）上限400千円 補助率2/3 うち国1/3県1/6 改善（安全で美しいいなみ）上限500千円 補助率2/3 うち国1/3県1/6
代替手段との比較	特にないと考える。
当初目的の達成度	未制定
同一団体への他の補助金の有無	特にないと考える。
廃止の見込み、廃止の影響	国県補助がある限り廃止はない。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 各個人への補助 転倒に対し、通行人の被災、避難路の閉鎖等、影響は周辺に及ぶため公益性は高い。 市避難路の位置づけがあれば、改善も対象になりより公益性は増す（検討余地有）	8
市が補助すべき理由	※② 人的被害の縮小、避難路等の確保と市域全体の安心なまちづくりに寄与すると考える。	9
目的・内容	※② ブロック塀等の地震による転倒を防ぐため、基準に合わないものの撤去・改善するに必要な工事に対する費用の1/2の補助金を交付。	9
補助金の主な使途	※② ブロック塀の撤去・改善工事費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ H30年度 撤去 2件×100,000円 改善 1件×250,000円 計450,000円 H31年度 撤去 2件×100,000円 改善 1件×250,000円 計450,000円 R02年度 撤去1件 266千円、改善（緑化あり）1件 333千円、改善（緑化なし）1件 166千円 計765千円 R03年度 撤去1件 267千円、改善2件 667千円 計934千円 R04年度 撤去1件 267千円、改善2件 667千円 計934千円  R03から要綱改正により対象及び補助率変更 撤去（安全な通学路）上限400千円補助率2/3、改善（安全で美しいいなみ・緑化有無区分なし）上限500千円補助率2/3	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③ 工事費の実費に対しての補助のため、上回る事はないと考える。	10
成果・費用対効果	※④ H24 撤去 2件 撤去+改善 1件 H25 0件 H26 撤去 2件 H27 撤去 2件 H28 撤去 1件 撤去+改善 1件 H29 撤去 1件 H30 撤去 7件 改善 1件 R01 撤去 1件 R02 撤去 1件	5

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 9

④効果 5

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	8100		
No.	405	補助金名	下田駅構内トイレ管理費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田駅便所管理運営費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	0	施策体系	0
	施策	0		
補助対象者	伊豆急行(株)	事務局等	伊豆急行(株)	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	8	補助終期設定	なし	補助率
				0.5
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	1,000,000	0	1,000,000
R03	1,200,000	0	1,200,000
R02	1,223,000	0	1,223,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	855,564	0	855,564
R01	1,108,655	0	1,108,655
H30	1,064,109	0	1,064,109
H29	1,010,979	0	1,010,979
H28	1,037,877	0	1,037,877

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	下田駅前広場に公衆便所が無く、駅前広場利用者は駅の便所を使用せざるを得ない現状を鑑み、駅前広場特別会計より支出。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	利用者のため公衆便所を新設する建設費、維持管理費等に比べると安価であると考ええる。
当初目的の達成度	利用者からの苦情は特にない。
同一団体への他の補助金の有無	この事業に対してはなし
廃止の見込み、廃止の影響	公衆便所としての使用に支障が出る可能性がある。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 伊豆急下田駅利用者をはじめ不特定多数の人が利用している。	8
市が補助すべき理由	伊豆急下田駅付近にトイレはなく、利用者は多い。	8
目的・内容	※② 下田駅前広場の公衆衛生の向上を図るため、構内トイレの管理運営に係る費用の1/2の補助金を交付。	8
補助金の主な使途	公衆便所維持管理費の1/2	8
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 人口減少や観光客数減少により公衆便所の利用者数も減少している可能性はあるが、公衆便所を適切に管理するためにも例年どおりの補助は必要と思われる。 H30(人件費499千円+下水道使用料1,421千円+消耗品490千円)×50%=1,205千円 H31(人件費499千円+下水道使用料1,448千円+消耗品499千円)×50%=1,223千円 R02(人件費499千円+下水道使用料1,448千円+消耗品499千円)×50%=1,223千円 R03(人件費500千円+下水道使用料1,400千円+消耗品500千円)×50%=1,200千円 R04(人件費500千円+下水道使用料1,400千円+消耗品500千円)×50%=1,200千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	実施経費の1/2補助であるため、上回る事はないと考える。	10
成果・費用対効果	※④ 補助事業により伊豆急行(株)下田駅運営経費の負担減により平成14年度には改修工事を行うこともでき、駅前広場利用者にとってより一層利用しやすい公衆便所としての役割を担っている。	8

①公益性 8

②必要性 8

③適格性 9

④効果 8

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	5600		
No.	406	補助金名	下田市営住宅共益費補助金	
根拠法	下田市営住宅条例			
交付要綱等名称	下田市営住宅共益費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	0	施策体系	0
	施策	0		
補助対象者	大沢・上河内市営住宅(組合)		事務局等	
補助金の性質	運営費的補助			
補助開始年度	28	補助終期設定	なし	補助率
			なし	1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	194,000	0	194,000
R03	170,000	0	170,000
R02	205,000	0	205,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	152,548	0	152,548
R01	160,046	0	160,046
H30	200,844	0	200,844
H29	175,272	0	175,272
H28	210,432	0	210,432

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	大沢市営住宅における合併浄化槽の保守点検料及び清掃費の未納に伴い組合費の不足(空室分)分の相談による
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	特に代替手段はなし。
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※① 市営住宅入居者の負担軽減	7
市が補助すべき理由	※② 入居者の退居等に伴う新入居者の募集が、予算的(修繕等)なことに伴い遅れることにより組合費が徴収できないため、その分の必要経費となる共益費分(電気・水道・浄化槽維持費)は市が負担するものとする。(退去した月の翌月から起算して、3月を経過した住宅に交付する。)	8
目的・内容	市営住宅(大沢・上河内)入居者の組合費の一部となる共益費(電気代・水道代・浄化槽保守点検及び清掃費)に伴う空室分の負担を軽減するため	8
補助金の主な用途	※③ 共益費(電気代(基本料金のみ)・水道代・浄化槽保守点検及び清掃費)の負担割合分	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	R03 170千円 大沢 対象経費660千円/管理戸数30戸×空室戸数3戸=66千円 旧大沢 対象経費42千円/管理戸数6戸×空室戸数4戸=28千円 上河内住宅 対象経費380千円/管理戸数30戸×空室戸数6戸=76千円 R04 170千円 大沢 対象経費660千円/管理戸数30戸×空室戸数3戸=66千円 旧大沢 対象経費42千円/管理戸数6戸×空室戸数2戸=28千円 上河内住宅 対象経費380千円/管理戸数30戸×空室戸数6戸=76千円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※④ 実質経費の負担割合分が交付額となる。	10
成果・費用対効果	※④ 市営住宅の適切な維持管理に繋がり、組合(入居者同士)の円滑な運営に繋がる。	8

①公益性 7

②必要性 8

③適格性 9

④効果 8

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	5620		
No.	408	補助金名	木造住宅耐震改修事業費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(仮)			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策1 危機管理・防災対策の推進
	施策	家庭の防災力の向上を図ります		
補助対象者	住宅の耐震改修を行う者		事務局等	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	31	補助終期設定	なし	補助率
				なし
				1件当たり補助上限額
				1,500,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	2,800,000	4,000,000	6,800,000
R03	2,800,000	4,000,000	6,800,000
R02	1,100,000	1,700,000	2,800,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	300,000	900,000	1,200,000
R01	500,000	800,000	1,300,000
H30	0	0	0
H29	0	0	0
H28	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	従来の補強計画作成と補強工事の別々での補助ではなく、国の新制度を活用した「木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)」への制度移行を促されており、当該制度に則った事業をH31から行う。
国・県等の補助の有無	1戸当たり最大1,000,000円補助(ただし、工事費の8割が上限)。 一般世帯：国1/2 500千円、県3/10 300千円 合計800千円(市負担 200千円) 高齢者等：国1/2 500千円、県2/5 400千円 合計900千円(市負担 300千円)
代替手段との比較	個人住宅の倒壊防止(耐震化)を目的とする1つの方法であり、他にも方法はあるが、選択肢の1つとして、有効な事業であると考え。
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	住宅耐震化の一助となっているため、廃止した場合、耐震化の進行が停滞すると考えられる。

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※① 各個人住宅への補助。 居住者はもとより、近隣住民の避難の円滑化を図ることができる。	7
市が補助すべき理由	※② 近い将来想定される東海地震・南海トラフ巨大地震等による家屋倒壊を防ぐことにより人的安全性の確保、建物周辺に対し安全性の確保を図る。	7
目的・内容	※③ 地震発生時における住宅の倒壊による災害を防ぐため、補強計画作成と補強工事を一体的に実施する場合に補助する。	8
補助金の主な使途	※③ 住宅補強計画作成、補強工事費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ R02 一般世帯1件 1,300千円、高齢者世帯1件 1,500千円、合計2,800千円 R03 一般世帯2件 1,300千円×2、高齢者世帯2件 1,500千円×2、県上乗せ分300千円×4、合計6,800千円 R04 一般世帯2件 1,300千円×2、高齢者世帯2件 1,500千円×2、県上乗せ分300千円×4、合計6,800千円	0
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※④ 耐震化に対しての補助 費用が対象額を上回る。	10
成果・費用対効果	※④ R01 一般DID地区内 1件 1,300,000円 R02 高齢DID地区外 1件 1,200,000円	5

①公益性 7

②必要性 8

③適格性 6

④効果 5

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	5620		
No.	409	補助金名	要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策1 危機管理・防災対策の推進
	施策	防災基盤を整備します		
補助対象者	対象建築物の所有者等		事務局等	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	31	補助終期設定	なし	補助率
				0.8
				1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	5,576,000	16,722,000	22,298,000
R03	1,515,000	4,540,000	6,055,000
R02	301,000	700,000	1,001,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	0	0	0
R01	0	0	0
H30	0	0	0
H29	0	0	0
H28	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	静岡県が進めるプロジェクトTOUKAI-0の一環として、緊急輸送ルート沿いに建つ耐震診断が義務付けられる建築物で耐震性が欠けるものについて耐震化を図る。
国・県等の補助の有無	国 6/15 県 3/15
代替手段との比較	特になし。
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	対象建築物の耐震工事をすべて完了した時点で廃止となる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	県が指定する緊急輸送ルート沿道建築物所有者への補助 人的被害の縮小、緊急輸送ルートの確保、市全体の安心なまちづくりに繋がるため、公益性は高いと考える。	10
市が補助すべき理由	※②	人的被害の縮小及び緊急輸送ルートの確保に繋がるため	7
目的・内容	※③	耐震診断の結果、倒壊の危険がある建築物の耐震化に対し補助することで、災害時における道路閉塞を未然に防ぐ。	10
補助金の主な使途	※③	耐震計画策定費、耐震改修等事業費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	H31 計画 1,200,000円×5/6=1,000,000円 R02 計画 1,200,000円×5/6=1,000,000円 改修分科目存置 1,000円 R03 計画 1件 (389.85㎡) 限度額3,000,000円 改修 1件 3,055,000円 (111.97㎡×@34,100≒3,818千)×12/15≒3,055 R04 改修 2件 34,755,000円 (389.85㎡×@51,200≒19,960千)×12/15≒15,968 (458.68㎡×@51,200≒23,484千)×12/15≒18,787	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③	計画策定に対しての補助 費用が対象額を上回る。	10
成果・費用対効果	※④	R01 0件 0円 R02 0件 0円	10

①公益性 10

②必要性 9

③適格性 10

④効果 10

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
新規	予算事業コード	5151		
No.	410	補助金名	稲生沢地区温泉旅館活用助成補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	稲生沢地区温泉旅館活用事業補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	1 自然環境・生活環境	施策体系	施策2 良好な景観の形成・継承
	施策	下田まち遺産を活用します		
補助対象者	稲生沢地域まちづくり協議会		事務局等	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	3	補助終期設定	なし	補助率
				設定なし
				1件当たり補助上限額
				100,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	100,000	0	100,000
R03	100,000	0	100,000
R02	0	0	0

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	0	0	0
R01	0	0	0
H30	0	0	0
H29	0	0	0
H28	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成30年度都市再生整備計画事業の稲生沢地区温泉旅館活用業務で実施した「稲生沢湯めぐり花めぐり」を地元主催の事業として継続し、稲生沢地区の活性化への寄与を図る。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	特になし。
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	湯めぐり花めぐり事業の継続が困難となる。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	交付先の稲生沢地域まちづくり協議会は、稲生沢区長会を中心に組織されたまちづくり活動団体であり、公益性は高いと思われる。 また、「湯めぐり花めぐり」は区域内の温泉旅館の活用を図るものではあるが、都市公園「枝垂れ桃の里公園」を中心とした枝垂れ桃祭りと連携した事業であり、観光客のみならず市内利用者も多いことから、地域の活性化に寄与するものであり、この点からも公益性は高いと考えられる。	9
市が補助すべき理由	※②	稲生沢地区の活性化に寄与するため	9
目的・内容	※②	稲生沢地区の活性化に寄与するため、当該地区内の温泉旅館を活用したまちづくり事業に助成金を交付する。	9
補助金の主な使途		稲生沢湯めぐり花めぐり事業に要する経費	7
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	印刷製本費 100千円 ポスター、リーフレット、湯めぐりチケット等	0
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			0 8
成果・費用対効果	※④		0 7

①公益性 9

②必要性 9

③適格性 5

④効果 7

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	0241		
No.	411	補助金名	下田市自主運行バス事業補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市自主運行バス事業費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	4 都市基盤整備	施策体系	施策3 公共交通体系の整備
	施策	公共交通の維持確保に向けた取り組みを推進します		
補助対象者	㈱南伊豆東海バス		事務局等	0
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	11	補助終期設定	なし	補助率
				なし
				1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	1,263,000	1,261,000	2,524,000
R03	1,025,000	1,023,000	2,048,000
R02	671,000	470,000	1,141,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	621,976	417,000	1,038,976
R01	954,834	448,000	1,402,834
H30	2,789,518	1,999,000	4,788,518
H29	5,275,191	1,492,000	6,767,191
H28	5,491,704	1,510,000	7,001,704

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成11年 東海自動車㈱の会社再編に伴い、不採算路線廃止の申し出を受け、バス路線等対策協議会の答申に基づき道路運送法第21条（現4条）方式による運行を実施した。
国・県等の補助の有無	特財あり（県支出金） 15-2-1-3自主運行バス補助金 ※前年度運行実績（見込）により算出、交付 ※補助対象額－「損益」と「経常費用の9/20」を比較して少ない額 ※平均乗車密度（要件）－1.2以上
代替手段との比較	稲梓地区に引き続き、今後の検討において、利便性、経済性、効率性などの視点からコミュニティバス、デマンド交通等新たな運行手段も検討対象となる。
当初目的の達成度	市内の一部区間のみではあるが、市民生活に必要な交通手段の確保対策として当初目的の達成は一応図られており、今後も市民の移動手段の確保対策として継続実施が必要。
同一団体への他の補助金の有無	下田市継続困難バス補助金
廃止の見込み、廃止の影響	交通弱者の生活交通手段が確保できなくなるため、廃止はできない。 中学校再編に合わせて、全市的な運行方法の見直しを実施する。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	利用者が主に、運行区間の住民に限られるが、公共交通確保の観点から公益性は高い	10
市が補助すべき理由	※②	通勤、通学等地域住民の生活を支えるため必要である	10
目的・内容		市民の生活に必要な交通手段の確保を図る。	10
補助金の主な使途	※③	自主運行バス路線1路線1系統 田牛線7.2Km（H11.4.1運行開始） 令和元年4月～令和2年3月：年間経常欠損額	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		経常欠損額に係る費用。なお、下田駅賀茂逆川線と下箕作賀茂逆川線の2路線については、平成30年度に運行終了、田牛線のための計上となる。 経常欠損額 2,047,176円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		繰越金・積立金なし	10
成果・費用対効果	※④	高齢者及び児童・生徒の登下校の生活交通手段の維持が図られている。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10



令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫
継続	予算事業コード	0241		
No.	412	補助金名	下田市継続困難バス補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市継続困難バス補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	4 都市基盤整備	施策体系	施策3 公共交通体系の整備
	施策	公共交通の維持確保に向けた取り組みを推進します		
補助対象者	(株)南伊豆東海バス		事務局等	0
補助金の性質	運営費の補助			
補助開始年度	26	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	2,550,000	0	2,550,000
R03	2,550,000	0	2,550,000
R02	2,550,000	0	2,550,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	2,550,000	0	2,550,000
R01	2,550,000	0	2,550,000
H30	2,550,000	0	2,550,000
H29	2,550,000	0	2,550,000
H28	2,550,000	0	2,550,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成25年度、(株)南伊豆東海バスより、大賀茂線及び須崎線の2路線3系統について、単独継続が困難との申し出があった。しかし、本路線は地域内幹線として確保維持することが重要な路線であることから、補助金により欠損の一部の補助を行うことで路線維持を図ることとした。
国・県等の補助の有無	国庫補助有(事業所への直接 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統補助))
代替手段との比較	現状運行しているエリアをカバーする手段としては、現行の事業者によるバス運行が、効率性、安全性、安定性等において最善の方法であり、代替手段はない。
当初目的の達成度	補助により、撤退の意向があった事業者による運行が継続しており、市民の移動手段の確保のためにも継続して支援していきたい。
同一団体への他の補助金の有無	有:下田市自主運行バス事業補助金(他路線)
廃止の見込み、廃止の影響	現在は地域交通の手段がほとんどなくなると考える。 今後、中学校の再編による通学方法の検討において路線の活用方法を検討する。

○評価点(10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	利用者は、地域住民に限らず、観光客等も含めた公共交通事業であることから、公益性が高い事業である。	10
市が補助すべき理由	※②	下田市地域公共交通基本計画に位置付けられた路線(事業)であり、地域内幹線としてサービスの維持。向上を図る路線に位置づけられている。	8
目的・内容		住民の生活路線、沿線に点在する観光資源へのアクセス確保にも重要な路線であることから維持確保を図る。	8
補助金の主な使途		単独継続困難バス路線運行経費 ①大賀茂線(2系統)②須崎線 計2路線3系統	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	経常欠損額(大賀茂線、須崎線)の一部 国庫補助金1/2の残額の1/2以内 上限設定 2,550,000円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		特になし	10
成果・費用対効果	※④	乗降客の減少が進む中で、会社運行路線としての維持のために大きな成果を上げている。これがない場合、路線撤退に及ぶことも想定される。	9

①公益性 10

②必要性 8

③適格性 10

④効果 9

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	建設課	都市住宅係	記載者職・氏名	都市住宅係長 長谷川薫			
継続	予算事業コード	0241					
No.	413	補助金名	鉄道施設総合安全対策事業補助金				
根拠法	鉄道施設総合安全対策事業						
交付要綱等名称	下田市鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	4 都市基盤整備	施策体系	施策3 公共交通体系の整備			
	施策	公共交通の維持確保に向けた取り組みを推進します					
補助対象者	伊豆急行(株)	事務局等	0				
補助金の性質	施策的補助						
補助開始年度	20	補助終期設定	30	補助率	0.01	1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	0	0	0
R03	2,490,000	0	2,490,000
R02	2,490,000	0	2,490,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	2,490,000	0	2,490,000
R01	0	0	0
H30	2,490,000	0	2,490,000
H29	2,490,000	0	2,490,000
H28	2,490,000	0	2,490,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	老朽化が著しい谷津トンネルを耐震補強し安全な鉄道交通を確保する。国の補助を受けて事業実施。
国・県等の補助の有無	有 国1/3 地方1/3 (県9/10、伊東市5/100、下田市3/100、河津町・東伊豆町1/100ずつ)、伊豆急行1/3
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	令和元年度繰越により令和2年度も繰越となり、スケジュールは遅れているものの工事は進行している。地域唯一の鉄道施設の安全対策として重要であるため、今後も継続して支援したい。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	国、県の補助を受け、他市町と合同で実施している事業のため中途や廃止は考えられない

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	地域の唯一の鉄道輸送の安全性確保	10
市が補助すべき理由	※②	下田市へ通ずる鉄道トンネル補強工事は、大規模地震等に備えるため特に必要である。	10
目的・内容		公共交通機関としての伊豆急の安全性確保 市民生活、観光産業の安定	10
補助金の主な使途	※③	谷津トンネル、広野高架橋の耐震補強工事費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		国、事業者、自治体 各1/3 自治体分のうち、市町1/10、市町のうち下田市3/10 $250,000 \times 1/3 \times 1/10 \times 3/10 = 2,490$ 千円 ※毎年度均等なペースで事業実施を継続中	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		令和元年度分については、不測の事態(地権者との交渉)により全額繰越(令和2年度実施済み) 令和2年度分も全額繰越	10
成果・費用対効果	※④	地震対策、老朽化対策の実施により、地域の鉄道経営の安定化を通じ、公共交通としての存続、観光インフラの充実が得られている。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10